

笠岡市立大島中学校 いじめ防止基本方針

平成28年4月 改定

いじめに関する現状と課題

- ・ 小規模校のため生徒の人間関係が固定化しやすいが、教育活動を通して互いに認め合い、心の通じ合う温かい人間関係をつくるように取り組んでいる。本校のいじめの認知件数は年間0～1件程度で推移しており、内容は1年生が多く、「冷やかし」や「悪口」がほとんどである。また、日常的な会話に、悪意は少ないが、威圧的な言い回しをするケースが見られることから、ことばの持つ影響力をコミュニケーション能力を高める指導をしていく必要がある。
- ・ 携帯電話・スマートフォンを所持している生徒は少ないが、インターネットにアクセスできる機器を使って利用している生徒は90%以上である。インターネットを利用したトラブルはまだ発生していないが、生徒のネット利用の実態を十分に把握しきれていない。インターネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成が課題である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのある絶対に許されない行為であり、どの生徒にも、どの学級にでも起こりうるものと認識して、対策を講じる。

<重点となる取組>

- ・ 全教職員が積極的に生徒とのコミュニケーションに努めることで、一人ひとりの小さな変化を見逃さず、必要に応じて即座に対応する。さない。
- ・ アンケートを実施して生徒の悩み等の実態把握をおこない、定期的(各学期1回)に教育相談を実施する。
- ・ 生徒のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての生徒に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・ 学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善に生かす。
- ・ 学校評議員・青少年健全育成協議会・公民館等の協力を得て、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・ インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等の啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
- ・ 学校通信やPTA新聞に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校での教育相談等の紹介を掲載し、活用を促す。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・ 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成及び、実行・検証・修正

・ 発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- ・ 年3回開催(学期ごと)、いじめが発生した場合は随時開催

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・ 直後の職員会議で全教職員に周知
- ・ 緊急の場合は朝礼等で伝達

<構成メンバー>

- ・ 校外 スクールカウンセラー(SC), スクールソーシャルワーカー(SSW)
- ・ 校内 校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導, 学年主任, 養護教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名> 笠岡市教育委員会

【連携の内容】

ネットパトロールによる監視, 保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣

【学校の窓口】

教頭

<連携機関名> 笠岡警察署

【連携の内容】

非行防止教室の実施
学校・警察連絡協議会との情報交換

【学校の窓口】

生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

①
いじめの防止

①(生徒会活動)

生徒会を中心としていじめに関わる問題を取り上げた人権集会を開催するなど主体的活動を計画し、生徒の人権意識、生命尊重の態度、自己指導能力を育成する。

②(居場所づくり)

コミュニケーション能力を育てるとともに、日頃から規律ある集団の中で、誰もが活躍できる活動や授業づくりを進め、集団の一員としての有用感や充実感を育むことにより、互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくりを進める。

③(情報モラル教育)

教科や総合的な学習の時間に知識・技術やモラルの指導を行うことに加え、専門的な知識を持った企業等の協力も得ながら、ネット上のいじめに対処できる能力や態度を育成する。

④(教員研修)

研修を実施し、教職員間の共通理解を図り、いじめの認知能力やその後の対応能力の向上に努める。専門的な知識を持った企業等の協力も得ながら、ネット上のいじめに対処できる教職員の能力や指導力の向上を図る。

②
早期発見

①(実態把握)

生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施して教育相談を行い、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。

②(相談体制の確立)

相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に、全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。

③(情報共有)

生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。

④(家庭への啓発)

積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。学校以外の県青少年総合相談センターやスクールソーシャルワーカー等の相談窓口について、生徒や保護者に対して周知や広報を継続して行う。

③
いじめへの対処

①(いじめの有無の確認)

本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。

②(いじめへの組織的対応の検討)

いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。

③(いじめられた生徒への支援)

いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。

④(いじめた生徒への指導)

いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。